

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	教 育 長	関 係 局 長
3	和 る り か	立憲社民無所属		

発言の要旨

<p>1 「学校の働き方改革」について</p> <p>(1) 市立小・中学校に勤務する教員の勤務実態について</p> <p>① 時間外在校等時間月 45 時間以上、年間 360 時間以上の教員の小・中学校別の割合（過去 4 年間）</p> <p>② 月 80 時間以上の「過労死ライン」を超える教員の小・中学校別の割合（過去 4 年間）</p> <p>(2) 本年度スタート時に教職員定数に満たなかった人数。また、足りない場合は担任の配置はできたのか、加配は足りているのか（小・中学校別に）</p> <p>(3) 定年前の退職者の過去 4 年間の人数の推移及び令和 7 年度における退職者全体に占める各年代の割合</p> <p>(4) メンタルヘルスの不調で休職した人の休職者全体に対する割合（過去 4 年間）</p> <p>(5) 「鹿儿島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について</p> <p>① 計画策定の経緯及び計画期間</p> <p>② 本計画における目標</p> <p>③ 「学校と教師の業務の 3 分類」における本市の主な取組について</p> <p>ア. 学校以外が担うべき業務</p> <p>イ. 教師以外が積極的に参画するべき業務</p> <p>ウ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</p> <p>④ 学校における措置の推進をするための教育行政としての対応</p> <p>⑤ 業務の持ち帰りや休憩時間についての把握</p> <p>⑥ 学校以外に対する周知方法</p> <p>2 部活動の地域展開について</p> <p>(1) 市立中学校における部活動の実施状況について（令和 7 年度）</p> <p>① 「学校の部活動等の方針」における休養日の設定及び活動時間の設定の考え方</p> <p>② 活動時間の遵守状況（平日、休業日別）</p> <p>③ 活動計画または活動実績をホームページ上に公表している学校数</p> <p>④ 「学校の部活動等の方針」における大会参加の上限と昨年度の遵守状況</p> <p>(2) 7 年度に実施した部活動の地域展開におけるモデル事業の実績について（運動部、文化部別）</p> <p>① モデル事業に参加した生徒の人数及び割合</p> <p>② モデル事業を実施した学校数、部活数及び割合</p> <p>(3) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進について</p> <p>① 8 年度の地域クラブ活動の認定及び指導者の研修会の進捗状況</p> <p>② 本市のロードマップ策定の進捗状況</p> <p>③ 地域クラブ活動について</p> <p>ア. 適切な活動時間・休養日等の設定及び学校との連携</p> <p>イ. 活動場所及び学校施設を使用する場合の鍵の管理、活動場所への移動手段の確保に関する基本的な考え方</p> <p>ウ. 指導者養成のための研修内容及び地域クラブの認定要件、また、違反した場合の対処方法</p> <p>エ. 子ども同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体</p> <p>オ. 地域クラブ活動に係る 8 年度の予算額及び財源割合</p> <p>④ 保護者負担の考え方及び経済的困窮世帯の子どもへの支援</p> <p>⑤ 今後のスケジュール及び本市で部活動の地域展開を進めていく上での課題</p>
--

3 生成A Iパイロット校事業について

- (1) I C Tの導入により市立学校で過去起きたトラブルと市教育委員会の対処方法
- (2)生成A Iを学校現場に導入することに対する文部科学省の基本的な考え方
- (3)本事業の導入の経緯
- (4)目的
- (5)対象校（教育利用及び校務利用別）
- (6)利用の具体例（教育利用及び校務利用別）
- (7)事業費及び財源
- (8)生成A Iを学校に導入することに関するリスク
- (9)リスクを回避するために現在とっている方策
- (10)教育長は、生成A Iについてどのように捉えているか。また、教育の本質をどのように捉えているか

4 本市におけるスポーツのできる公園について

- (1)本市が管理する公園の数（種目別に）
- (2)年間の利用実績（令和7年度）
- (3)管理人の業務
- (4)点検、管理の方法
- (5)テニスコートについて
  - ①ラインやコートの維持管理の方法
  - ②整備不備に起因するけが等が発生したときの対応
  - ③今後の整備に対する見解

5 物価高騰対策給付事業について

- (1)当初、現金併用の可否について具体的に把握できていたのか
- (2)現金併用に対応できる店舗、対応できない店舗がある理由
- (3)カードの残金はどうなるのか
- (4)V i s aギフトカード以外の方法の試算と課題
- (5)配付対象の世帯数と配付済みの割合
- (6)受け取れなかった場合の対応について
  - ①追跡調査の有無
  - ②保管期間が過ぎて受け取れなかった方への対応
- (7)市民がカードの金額を使い切るための工夫と周知方法